

内閣参質第一号

昭和二十八年六月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 河井 彌八殿

参議院議員成瀬幡治君提出駐留軍及び保安隊の演習地接收に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員成瀬幡治君提出の駐留軍及び保安隊演習地接收に関する質問に対する答弁書

一、駐留軍の施設として提供された所的情況

イ、使用目的

ロ、場所

右(イ)(ロ)については昭和二十七年七月二十六日付「官報」にて公表された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条に依り在日合衆国軍に提供する施設及び区域」の第一次リスト及びそれ以降随時「官報」で公表された第十一次までのリストを参照せられたい。

「参考」

(一) 陸上演習場として、使用細目につき合意成立して提供しているもの二十二件、使用の継続を容認したもの(但し使用細目目下交渉中)十九件、新たに提供方を要求され目下検討中のもの五件(下記二ノロノ(6)参照)提供を拒否したものの五件である。(別表一参照)

(二) 飛行場については、現在提供中のものは四十四件である。(別表二参照)

ハ、接收面積

1 土地

兵舎、飛行場、通信施設等

国有
民公有

七一、五一三、七六九坪
三二、七六一、二三四坪

個人住宅

一、二二、二二九坪

演習場

国有 八四、七七五、五六二坪
 民公有 一二二、八六二、二八八坪

2 建物

兵舎、飛行場、通信施設等

国有 二、〇九〇、五二七坪
 民公有 七一四、二三二坪

個人住宅

一三、四三八坪

演習場

国有 八五、八五三坪
 民公有 六、七五三坪

ニ、補償は、借上料、立毛、建物、動産等の移転除却等当初の補償、用地等の買収、立木等の中間補償、漁業補償、返還財産補償等であり、これ等使用の施設については極一部を除いては、「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」(昭和二十七年七月四日閣議了解)等の政府決定の基準方針に従い既に補償金の支払を完了している。

二、駐留軍の施設として提供を要求されているもの

イ、使用目的

ロ、場所

- | | | |
|-----|----------------|----|
| (1) | 貯油所(愛媛県大三島) | 一件 |
| (2) | 弾薬処分場(長崎県オジガ瀬) | 一件 |
| (3) | 弾薬陸揚地区(広島県海田市) | 一件 |
| (4) | 水上機発着場(福岡県福岡湾) | 一件 |

(5) 被弾地区(北海道松前郡大島)

一件

(6) 陸上演習場

五件

岩木訓練場(青森県)

松島海岸訓練場(宮城県)

門別上陸演習場(北海道)

山岳戦訓練学校(群馬県)

同 右 (長野県)

計十件

ハ、面積

右の要求面積の総計は六九、八八三、五八三坪(但し福岡湾水上機発着場の水面を除く)

〔注〕

右の他、宮城県都井岬他十三件の通信施設の要求があるが、通信施設に関しては公表しないことになっている。

三、保安庁で演習場及び飛行場として取得した土地は、まだ存在していない。現在その取得について折衝中のものは次のものである。

高良台演習場(内野地区を除く。)

使用目的 小部隊訓練

場 所 久留米市高良内

取得面積 約五十万坪(国有地但し、極一部農耕中)

なお、現在保安隊の演習は、米軍に提供されている演習地の共同使用あるいは、地元関係者の了解による適当な土地の臨時使用等によつて行つてゐる。

別表一

陸上演習場

番号	決 定	済	検 討	番号	田 P D	番号	新規要求
一	石狩、花畔訓練場	北海道	番号	一七北田訓練場	宮城	一	松島フローティンク・ブリッジ門別上陸訓練区
二	石切山射撃場	"	二	相馬ヶ原演習場	群馬	二	山岳戦学校(浅間)
三	月寒演習場	"	三	キャンブ・マツクネアー	山梨	三	山岳戦学校(妙義)
四	豊平演習場	"	四	富士・マツクネヤー演習場	静岡	四	山岳戦学校(妙義)
五	恵庭町被弾地区	"	五	東富士演習場	"	五	岩木演習場
六	島松演習場	"	六	饗庭野演習場	滋賀		
七	千歳小火器射撃場	"	七	信太山演習場	大阪		
八	沼端演習場	"	八	青野ヶ原演習場	兵庫		
九	関根演習場	青森	九	日本原演習場	岡山		
一〇	松島海岸訓練場	宮城	一〇	太田演習場	山口		
一一	深沼海岸訓練場	"	一一	古賀演習場	福岡		
一二	神町訓練場	山形					

一三	習志野演習場	千葉	一二	日出生台演習場	大分	除外したもの
一四	宇治演習場	京都	一三	十文字演習場	"	
一五	大野原演習場	長崎	一四	石頂原演習場	"	
一六	黒石原演習場	熊本	一五	実相寺演習場	"	
一七	勇払演習場(陸揚海岸)	北海道	一六	茅ヶ崎海岸	神奈川	
一八	千歳・恵庭演習場	"	一七	長井海岸	"	三 久生演習場
一九	関根演習場拡張地区	青森	一八	王城寺演習場	宮城	四 高良台演習場
二〇	大高根射撃場	山形	一九	大矢野原演習場	熊本	五 西富士演習場
二一	門別高射砲射撃場並びに連絡飛行場	北海道				
二二	内灘試射場	石川				

一 宮野演習場 山口
二 阿蘇演習場 熊本

番号 飛行場名

1	八雲補助飛行場	北海道	15	ジョンソン飛行場	埼玉
2	稚内滑走路	"	16	厚木海軍飛行場	神奈川
3	計根別第四飛行場	"	17	浜松補助飛行場	静岡
4	三沢飛行場	青森	18	焼津補助飛行場	"
5	レニア・フィールド(補助飛行場)	宮城	19	小牧飛行場	愛知
6	矢ノ目飛行場	"	20	小松補助飛行場	石川
7	新潟補助飛行場	新潟	21	峯山補助飛行場	京都
8	立川飛行場	都下	22	阪神補助飛行場	大阪
9	横田飛行場	"	23	甲子園補助飛行場	兵庫
10	白井補助飛行場	千葉	24	九会連絡飛行場	"
11	木更津飛行場	"	25	伊丹飛行場	"
12	館林飛行場	群馬	26	美保補助飛行場	鳥取
13	太田小泉飛行場	"	27	岩国飛行場	山口
14	水戸補助飛行場	茨城	28	防府補助飛行場	"

29	板付飛行場	福岡
30	ブラデー補助飛行場	"
31	芦屋飛行場	"
32	曾根滑走路	"
33	築城補助飛行場	"
34	大分飛行場	大分
35	宮崎補助飛行場	宮崎
36	美幌第二飛行場	北海道
37	羽田飛行場	東京
38	神町飛行場	山形
39	八戸飛行場	青森
40	松島飛行場	宮城
41	岐阜飛行場	岐阜
42	月島飛行場	東京
43	調布飛行場	都下
44	TLC滑走路	神奈川

参議院議員成瀬幡治君提出駐留軍及び保安隊の演習地接收に関する質問に対する答弁書中正誤

一、のハ、接收面積の部の各坪数は、別紙のとおりとなるべきの誤

ハ、接收面積

1 土地

兵舎、飛行場、通信施設等

国有
民公有

七三、八七二、〇〇〇坪
二七、二九〇、〇〇〇坪

個人住宅

一二一、〇〇〇坪

演習場

国有
民公有

一四八、八二一、〇〇〇坪
一七一、五六六、〇〇〇坪

2 建物

兵舎、飛行場、通信施設等

国有
民公有

二、〇八七、〇〇〇坪
七〇一、〇〇〇坪

個人住宅

二、〇〇〇坪

演習場

国有
民公有

八五、〇〇〇坪
六、〇〇〇坪